

2 健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会

救急医療や産科・小児科医療をはじめとした地域医療の確保、医師不足や勤務医の過重労働等に対する対応が課題となる中で、国民の医療に対する安心を確保し、将来にわたり質の高い医療サービスが受けられるよう、「安心と希望の医療確保ビジョン」で示した施策の実現に向けて取組を進める。

①救急医療の確保、産科・小児科医療の確保、地域の中核病院の機能低下への対応等の課題に対して講すべき方策

地域の医療機関の連携、消防機関との連携や患者・家族等地域住民の協力により、救急医療や産科・小児科医療をはじめとした地域医療を地域全体で支え、確保するための取組を着実に進める。

【21年度における新規事業又は既存事業の充実を検討(概算要求予定)】

〔救急医療を担う医師の支援〕《厚生労働省》

- 夜間・休日の救急医療を担う医師の手当などへの財政的支援の創設(2-③に再掲)

〔救急医療の充実〕《厚生労働省、総務省》

- 救急患者の受入れの多い医療機関に対する支援の創設
- 小児初期救急センター・救急医療支援センターの運営に対する支援の創設
- 三次救急医療を担う救命救急センター、ドクターヘリ配備に対する支援の拡充等

〔管制塔機能を担う医療機関の整備・人材の育成〕《厚生労働省》

- 平時から地域全体の医療機関の専門性について情報共有し、病状に応じた適切な医療を提供できる医療機関・診療科へ患者を効率的に振り分けることができる体制の整備

〔救急医療機関での受入れを確実なものとする支援策の実施〕《厚生労働省》

- 診療所医師の活用による第二次救急医療機関への支援等

〔医療機関と消防機関の連携強化〕《厚生労働省、総務省》

- 救急医療機関等への患者受入コーディネーターの配置、救急搬送・受入医療体制についての実態調査の実施及び調査結果のメディカルコントロール協議会における検証の実施

〔夜間・救急医療の利用の適正化〕《厚生労働省》

- 軽症患者による夜間の救急外来利用の適正化、救急車の適切な利用に関する普及啓発等

〔産科医療を担う医師の支援〕《厚生労働省》

- 地域でお産を支えている産科医の手当などへの財政的支援の創設(2-③に再掲)

〔産科・小児科医療の確保〕《厚生労働省》

- 女性医師・看護師等の離職防止・復職支援、院内助産所・助産師外来開設のための支援、出生数の少ない地域における産科医療機関に対する支援等

- 産科医療補償制度の創設と運営(2-④に再掲)

〔住み慣れた地域や家庭で療養が受けられる体制の充実〕《厚生労働省》(1-②の再掲)